

JALAP法律事務職員セミナー

- ① 民訴法改正に伴う「住所・氏名等の秘匿制度」
- ② 刑訴法改正に伴い実務で気をつけるポイント

6月29日に関西JALAP企画・運営でセミナーを行います。今回も会場とオンライン受講のハイブリッドです。

今回は民事訴訟で住所や氏名を明らかにしたくない場合にはどうすればいいのかということと、保釈など刑事訴訟法改正で気をつけるポイントの二つです。

講義終了後にも質疑応答を予定していますが、この機会に聞いてみたいということがあれば申込書にご記入ください。

みなさんのご参加をお待ちしています。



と き 6月29日(土) 13時半開会(16時過ぎに終了予定)

ところ 大阪弁護士会館10階1004号室

(オンライン受講も可能です)

講 師 「住所・氏名等の秘匿制度」

鈴木 美香 先生(弁護士・フロントロー法律事務所)

「刑訴法改正で実務上気をつけるべき点」

山口 佐知子 氏(関西合同法律事務所事務職員)

参加費 1500円(JALAP会員は1200円)

(別紙参加申込書に必要事項ご記入のうえ、6月20日までにお申し込みください。)

お申込みいただいた方に参加費振込口座をお知らせしますのでご送金ください。

恐れ入りますが振込手数料はご負担願います。)

JALAPとは?

日本弁護士補助職協会の略称です。2013年に日弁連能力認定試験合格者を中心に有志の弁護士と共同で、事務職員がさらに能力を伸ばし、充実した仕事ができるようサポートすることを目的に発足した法律事務員の全国組織です。

今回の企画も、その目的の一環です。

会員登録は、下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://jalap.jp>

